

令和6年

第2回伊是名村議会臨時会会期日程

会 期 1日間

自 令和6年8月7日

至 令和6年8月7日

月 日	曜日	会議、休会、その他
8月7日	水	本会議(開会、議案審議、閉会)

(議決結果)

令和6年第2回伊是名村議会臨時会議決一覧

議案番号	件名	議決年月日	議決の結果
報告第4号	専決処分の報告について(内花区地域活動拠点活性化施設新築工事)	令和6年8月7日	報告
報告第5号	専決処分の報告について(内花区地域活動拠点活性化施設電気設備工事)	〃	報告
報告第6号	専決処分の報告について(内花区地域活動拠点活性化施設機械設備工事)	〃	報告
議案第45号	令和6年度伊是名村一般会計補正予算(第2号)	〃	原案可決
議案第46号	工事請負契約について(伊是名村臨海ふれあい公園体育館改修工事(R6))	〃	原案可決
発議第2号	米兵による少女誘拐暴行事件に対する意見書	〃	原案可決

令和6年第2回伊是名村議会臨時会会議録 第1号				
招集年月日	令和6年8月7日			
招集の場所	伊是名村議会議事堂			
開会・閉会 議長の宣告	開会	令和6年8月7日	10時00分	議長 潮平そのみ
	閉会	令和6年8月7日	10時45分	議長 潮平そのみ

議員の出席及び欠席

出席8名 欠席0名

議席番号	氏名	出欠別	議席番号	氏名	出欠別
1	高良真伊	出席	8	伊禮正徳	出席
2	東江清和	〃	9	潮平そのみ	〃
3	伊禮正隆	〃			
5	東江源也	〃			
6	上原長良	〃			
7	前川秀和	〃			

会議録署名議員

1番	高良真伊	2番	東江清和
----	------	----	------

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長	兼元清永	議会事務局主任	仲田広美
--------	------	---------	------

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
村長	奥間守	農林水産課長	神田宗秀
教育長	照屋巧	教育振興課長	東江隆路
総務課長	諸見美奈子	住民福祉課長	前川栄進
企画政策課長	諸見直也	商工観光課長	末吉長吉

会議の経過 別紙のとおり

会議に付した事件

令和6年8月7日

会議録署名議員の指名
会期の決定
専決処分の報告について(内花区地域活動拠点活性化施設新築工事)
専決処分の報告について(内花区地域活動拠点活性化施設電気設備工事)
専決処分の報告について(内花区地域活動拠点活性化施設機械設備工事)
令和6年度伊是名村一般会計補正予算(第2号)
工事請負契約について(伊是名村臨海ふれあい公園体育館改修工事(R6))
米兵による少女誘拐暴行事件に対する意見書

令和6年第2回伊是名村議会臨時会議事日程（第1号）

1. 開 議 午前10時00分

2. 付議事件及び順序 令和6年8月7日（水）

日程番号	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3	報告第4号	専決処分の報告について(内花区地域活動拠点活性化施設新築工事)
4	報告第5号	専決処分の報告について(内花区地域活動拠点活性化施設電気設備工事)
5	報告第6号	専決処分の報告について(内花区地域活動拠点活性化施設機械設備工事)
6	議案第45号	令和6年度伊是名村一般会計補正予算（第2号）
7	議案第46号	工事請負契約について(伊是名村臨海ふれあい公園体育館改修工事(R6))
8	発議第2号	米兵による少女誘拐暴行事件に対する意見書

議長（潮平そのみ）

ただいまから令和6年第2回伊是名村議会臨時会を開会いたします。

（午前10時00分）

ただいまの出席議員は、8人です。

本日、執行部の説明員であります副村長及び建設環境課長は欠席であります。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりでございます。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1

会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番高良真伊議員及び2番東江清和議員を指名します。

日程第2

会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日8月7日の1日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日8月7日の1日間と決定いたしました。

日程第3

報告第4号・専決処分の報告について(内花区地域活動拠点活性化施設新築工事)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

改めまして、おはようございます。第2回臨時議会招集いたしましたところ、全議員ご参集いただき誠に有難うございます。

では早速ではございますが、報告第4号・専決処分の報告について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項に

基づき報告します。

令和6年8月7日提出

伊是名村長 奥間 守

別紙専決処分書を読み上げます。専決処分第4号、専決処分書。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

工事請負契約の変更について、内花区地域活動拠点活性化施設新築工事について、建設工事請負契約第24条の規定に基づき、次のように契約金額を変更する。

1. 契約の目的、内花区地域活動拠点活性化施設新築工事、2. 契約済金額1億9,891万800円、3. 元契約に対する変更増額89万1千円、4. 変更契約金額1億9,980万1,800円、5. 契約の相手方、沖縄県名護市字宇茂佐1703番地33、株式会社東開発、代表取締役、仲泊栄次。

令和6年7月1日専決

伊是名村長 奥間 守

別紙工事概要、そして改定契約書を添付しておりますので、お目通しをお願いします。以上です。

議長(潮平そのみ)

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで報告第4号・専決処分の報告について(内花区地域活動拠点活性化施設新築工事)を終わります。

日程第4

報告第5号・専決処分の報告について(内花区地域活動拠点活性化施設電気設備工事)を議題します。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、奥間守君。

村長(奥間 守君)

報告第5号・専決処分の報告について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項に基づき報告します。

令和6年8月7日提出

伊是名村長 奥間 守

別紙専決処分書を読み上げます。専決処分第5号、専決処分書。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

工事請負契約の変更について、内花区地域活動拠点活性化施設電気設備工事について、建設工事請負契約第24条の規定に基づき、次のように契約金額を変更する。

1. 契約の目的、内花区地域活動拠点活性化施設電気設備工事、2. 契約済金額6,105万円、3. 元契約に対する変更増額122万2,100円、4. 変更契約金額6,227万2,100円、5. 契約の相手方、沖縄県那覇市識名2丁目15番15号、株式会社山川電気、代表取締役、山川光雄。

令和6年7月1日専決

伊是名村長 奥間 守

以上です。

議長(潮平そのみ)

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで報告第5号・専決処分の報告について(内花区地域活動拠点活性化施設電気設備工事)を終わります。

日程第5

報告第6号・専決処分の報告について(内花区地域活動拠点活性化施設機械設備工事)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

報告第6号・専決処分の報告について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項に基づき報告します。

令和6年8月7日提出

伊是名村長 奥間 守

専決処分第6号、専決処分書。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

工事請負契約の変更について、内花区地域活動拠点活性化施設機械設備工事について、建設工事請負契約第24条の規定に基づき、次のように契約金額を変更する。

1. 契約の目的、内花区地域活動拠点活性化施設機械設備工事。2. 契約済金額7,308万1,800円、3. 元契約に対する変更減額18万7千円。4. 変更契約金額7,289万4,800円。5. 契約の相手方、沖縄県名護市宇字茂佐1528番地6、株式会社松電、株式取締役、松田貴啓。

令和6年7月1日専決

伊是名村長 奥間 守

以上、よろしく申し上げます。

議長（潮平そのみ）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番東江清和議員。

2番（東江清和議員）

4号、5号、専決処分について内容は殆ど似ているんですが、この工事変更、工事概要を見ますと、工事変更に基づいた内容、その他経費、渡航費及び宿泊経費精算ということなんですが、これは当初見積もったより、これ工期も終わっているんですが、実際精算してみると出張回数、あるいは宿泊回数及び宿泊賃が高騰したとか、そういうのが理由になるわけでしょうか、説明をお願いしたいんですが。

議長（潮平そのみ）

農林水産課長、神田宗秀君。

農林水産課長（神田宗秀君）

お答えいたします。この精算に関しては、当初見積額に対して回数等々の変更が起こったので、この精算をかけております。以上です。

議長（潮平そのみ）

2番、東江清和議員。

2番（東江清和議員）

人数が増えたのが一つの原因、あるいは宿賃が高くなったのも一つの要因、あるいは見積より回数が少なくなれば減額になるということもあるはずなんです。すべてが増額になっていると、いま言っているのは人数とか、宿泊賃とか、そういうのが高くなったということでしょう。もう一度、いま課長の内容ではちょっと理解できなくて。

議長（潮平そのみ）

農林水産課長、神田宗秀君。

農林水産課長（神田宗秀君）

施工時の人夫数の増減によっての変更です。宿泊費が高騰したからということではなく、その辺は当初の基本的な見積額は、その宿泊費でやっておりますので、人夫数の変更の精算ということです。

議長（潮平そのみ）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これで報告第6号・専決処分の報告について（内花区地域活動拠点活性化施設機械設備工事）を終わります。

日程第6

議案第45号・令和6年度伊是名村一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

それでは議案第45号の提案理由の説明をいたします。令和6年度伊是名村一般会計補正予算（第2号）は、予算総則第1条に定めるとおりとします。

歳入歳出予算の補正について、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,732万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億7,724万1千円とするものであります。

歳入につきましては、14款国庫支出金で物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1,732万円の増額となっております。

歳出につきましては、2款総務費で1,732万円の増額となっております。その主な内容といたしまして、物価高騰対応重点支援事業による子育て加算分、調整給付事業費、そして令和6年度非課税世帯給付、そして均等割のみ課税世帯給付事業費の計上となっております。

なお、詳細につきましては歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりであります。

令和6年度伊是名村一般会計補正予算（第2号）を、地方自治法第96条第1項第2号及び同法第218条第1項の規定に基づき提出し、議会の議決を求めます。

令和6年8月7日

伊是名村長 奥間 守

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議長（潮平そのみ）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番、東江清和議員。

2番（東江清和議員）

それでは歳出の7ページをお願いします。18節負担金補助金及び交付金、そこで新たな子育て加算分の給付金、調整給付金、あるいは非課税給付金、均等割のみ課税給付金、この給付金の内容というのをご説明してもらえますでしょうか。

議長（潮平そのみ）

総務課長、諸見美奈子君。

総務課長（諸見美奈子君）

ただいまの質問にお答えします。昨年度より低所得者及び定額税の補足給付金ということで給付金の方を支給しております。今回、新たに5年度、6年度6月に住民税の賦課が決定いたしました。そこで本年度新たに住民税非課税世帯及び均等割のみの課税世帯において18歳以下の児童、新たに出生で加算される世帯への子ども加算として給付が1件あります。

次に6月の所得税及び住民税の確定が今回されたことにより、定額減税を行うことになり、そこで給付額に不足があることが判明した場合には、不足分を納税者へ給付する不足分の調整交付ということで今回行われます。また、3番目に新たに住民税非課税となる世帯5年度課税で6年度非課税になった、収入が減額した家庭に今回また給付が1件行われます。

最後に5年度均等割非課税で6年度所得割が課せられない均等割課税の方たち、昨年度給付を受けた人、対象外の方にもまた10万円の給付があるということで4点の給付の方を今回行う予定としております。

議長（潮平そのみ）

2番、東江清和議員。

2番（東江清和議員）

これは丸々国の補助金だということで非常にいいことではないかと思えます。スムーズに給付費の支給がされますようにひとつご努力よろしく願いいたします。以上です。

議長（潮平そのみ）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第45号・令和6年度伊是名村一般会計補正予算(第2号)を採

決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第45号・令和6年度伊是名村一般会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

日程第7

議案第46号・工事請負契約について(伊是名村臨海ふれあい公園体育館改修工事(R6))を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、奥間守君。

村長(奥間 守君)

議案第46号・工事請負契約について、伊是名村臨海ふれあい公園体育館改修工事(R6)について、次のように工事請負契約を締結したいので地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めます。

1. 契約の目的、伊是名村臨海ふれあい公園体育館改修工事(R6)。2. 契約の方法、指名競争入札。3. 契約金額4億150万円。4. 契約の相手方、浦添市牧港1丁目64番17号、株式会社明成建設、代表取締役、知念章。

令和6年8月7日提出

伊是名村長 奥間 守

提案理由、伊是名村臨海ふれあい公園体育館改修工事(R6)の請負契約の締結については、伊是名村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和47年条例第31号)第2条の規定により議会の議決を必要としますので、本案を提出いたします。

なお、工事概要書、そして入札結果報告書、そして改修箇所の平面図、図面も添付しておりますので、よろしくご審議お願いいたします。以上です。

議長(潮平そのみ)

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番、東江清和議員。

2番(東江清和議員)

まず、資料に添付されております入札結果報告書があります。そこで指名業者名が7社の入札参加指名願いが出されておりますが、3社が入札をし、あとの4社はバーが振られているんですが、これは入札を辞退したということになったのか、その経緯、もしよろしければお願いいたします。

それから次のページの工事図面を見ますと、改修内容として何件かやっているんですが、目隠しコンクリートブロックの撤去をし、鋼製ルーバー新設というのがあるんですが、私、今日朝行って現場を見たわけなんですけど、周囲がみんな目隠しブロックで囲われているんですけど、これも撤去して新しく鋼製のルーバーというのを敷設されるということでしょうか、このルーバー新設というのがどういう感じなのか、この図面から私はちょっと内容が知り得ないです、その面をご説明できればと思います。

議長(潮平そのみ)

企画政策課長、諸見直也君。

企画政策課長(諸見直也君)

では、お答えいたします。まず、1点目の入札結果報告書の4社の方、人員不足とか、いろいろ会社の方の都合で辞退をいたしますということで4社は辞退となっております。

それからいま言った鋼製のルーバーなんですけど、イメージ的には伊是名漁港の方に防風除けの設備があるんですが、あれに近いイメージだと思ってもらえればと思います。向こうの方は全面ルーバーなんですけど、今回うちの方で施工するルーバー25ミリ幅のものが2メートル50の間隔で取り付けをして、また、その間に20センチぐらいの隙間もございますので、横の方の防風設備よりは採光が開けるものだと思っております。ちょっといま1枚しかないんですけど、こういったイメージの写真もございますので、また、後程お渡ししたいと思います。以上です。

議長(潮平そのみ)

休憩します。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時27分

議長(潮平そのみ)

再開します。

他に質疑ありませんか。1番、高良真伊議員。

1番(高良真伊議員)

今回の契約金額のうち補助金がいくらで、また、村負担がいくらになるのか教えて下さい。

議長(潮平そのみ)

企画政策課長、諸見直也君。

企画政策課長(諸見直也君)

お答えいたします。今回の契約金額に対して工事費の80%という補助率でございますので、金額の方が3億2,120万円となっております。以上です。

議長(潮平そのみ)

1番、高良真伊議員。

1番(高良真伊議員)

いま現在、使用自粛の段階にあると思うんですけど、これがいつ頃から使用自粛だったのか、1年前だったのか、2年前だったのか、ちょっと私の記憶が定かでないので、何年ぐらい前から使用自粛になったのか教えて下さい。

議長(潮平そのみ)

企画政策課長、諸見直也君。

企画政策課長(諸見直也君)

お答えいたします。はっきりとした年月日は私も記憶にしてないんですが、2年ぐらい前に先程申し上げた花ブロックの落下とかがございまして使用中止にしております。以上です。

議長(潮平そのみ)

1番、高良真伊議員。

1番(高良真伊議員)

質問ではないんですけども、2年前から企画政策課の皆さん、また、村長、執行部の皆さんの努力によって、こういった改修工事にたどり着けたと思います。また、体育館の補修工事、改修工事になって素晴らしいものになると想像

しております。

今回、ちょっと話は逸れてしまうんですけど、尚円まつりとか、サッカー大会とかありますが、ぜひ、こういった素晴らしい設備になりますので、体育館も利用したバスケット大会とか、バレー大会とかも開いて、大きな金額をかけて改修工事をしますので、この体育館も活発に利用していただきたいと要望して終わります。以上です。

議長（潮平そのみ）

他に質疑ありませんか。8番、伊禮正徳議員。

8番（伊禮正徳議員）

工事概要の件について2、3お願いします。工事概要の方で1、2、3、4点、そしてその他の方があるんですが、特に3と、その他の方でちょっと確認したいと思います。3の床改修ですか、これは確か3年前に私たち議会で視察したことがありました。かなり床が白蟻状況だったと思います。舞台の方から全面改修ということになると思うんですけども、その改修の新たになる床、フローリングですか、何か変わったシートとか、そういったものを考えているのか、どういった材質なのか、それをひとつお願いしたいと思います。

また、建具などはどういったところの建具のことを言っているのか、その他の方であります建具関係、そしてここにはないんですけども、関連して伺います。音響装置があつて、ここは約30年近く使用されていますけれども、10年使ったか、使ってないか、私の記憶ではそんな感じがしてなりません。あの音響装置は今後どのように考えているのか、この3点をお願いしたいと思います。

議長（潮平そのみ）

企画政策課長、諸見直也君。

企画政策課長（諸見直也君）

それではお答えいたします。まず、床の方なんですけど、ちょっとページ数が付いてないんですけど、図面の4枚目の方にございますので、そこで説明をいたしたいと思います。現在、いま申し上げたとおり、雨漏りによる腐食等が酷くて、何箇所かちょっとへこんで使えないところもございます。そういったと

ころを一部切り抜いて、いまのフローリングと同じように補修をいたしまして、その上を1回全部研磨して、その上にさらにそういったフローリングを施して、あと改修部の右側の方に説明書きがあるんですけども、多目的弾性床シート張り、ちょっと弾力性のあるやつ、3.5ミリ程のシートを張って支持脚に負担のかからないような床材ということでいま計画をしております。若干高くなりますので、入口付近をたて床なんかで擦り付けを行って段差がないように施工する計画でございます。建具等、また、いろいろ壁面、壁、木製で、そこも腐食とか、結構雨漏りをしているところがございまして、そういったところをまた補修をいたします。

音響の件に関しては、今回のこの事業では実施できなかったもので、その辺また管理している部署といろいろ連携をして、事業化できるかどうかはいま未定なんですけど、そういったのがまた改修できればなと思っております。以上です。

議長（潮平そのみ）

他に質疑ありませんか。5番、東江源也議員。

5番（東江源也議員）

今回、大型改修工事なんですけれども、屋根とかも改修しますよね、そのときに今回いろいろ再生エネルギーとか、片側、南側だけでも大きな太陽光のパネルを使って、中の電力とか、そういうような考えとか、そういうのは浮かばなかったのかどうか、その辺のところをひとつお願いします。

議長（潮平そのみ）

企画政策課長、諸見直也君。

企画政策課長（諸見直也君）

お答えいたします。屋根の方は全面撤去して、新しくステン製の屋根を使用して耐久性を持たせたいということで今回施工いたします。いま言った太陽光パネルをまず設置するとなると、この下の方の既存の野地板の方の鋼材とかの強度もおそらくまた改修しないといけないということで、今回この事業では計画はしてございません。今後またできるかというのは、これから検討してできるかというふうになろうかと思っております。以上です。

議長（潮平そのみ）

5番、東江源也議員。

5番（東江源也議員）

いろいろ検討するのもいいんですけど、強度面とか、最近はこういった薄っぺらな太陽光パネルシートみたいなものを張ってできるようなものもいろいろあるので、これからはこういった大型な面積をもっている屋根ですから、これからはそういうふうないろんな面で有効性を考えた方がいいと思いますので、今後のためにいろいろ勉強して下さい。以上です。

議長（潮平そのみ）

他に質疑ありませんか。

休憩します。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時39分

議長（潮平そのみ）

再開します。

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第46号・工事請負契約について（伊是名村臨海ふれあい公園体育館改修工事（R6））を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第46号・工事請負契約について（伊是名村臨海ふれあい公園体育館改修工事（R6））は、原案のとおり可決されました。

日程第8

発議第2号・米兵による少女誘拐暴行事件に対する意見書を議題とします。
本案について提出者の説明を求めます。1番、高良真伊議員。

1番（高良真伊議員）

発議第2号

令和6年8月7日

伊是名村議会議長 潮平 そのみ殿

提出者 伊是名村議会議員 高良真伊

米兵による少女誘拐暴行事件に対する意見書について

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

なお、意見書を読み上げて趣旨説明といたします。

米兵による少女誘拐暴行事件に対する意見書

昨年、12月24日、嘉手納基地に所属する兵士が、沖縄本島中部の公園で16歳未満の少女を誘拐し性的に暴行したとして、不同意性交とわいせつ目的誘拐の罪で、3月27日付けで那覇地検に起訴されていたことが報道により明らかになった。

今回の事件は、1995年の「米兵による少女暴行事件」や2016年の「米軍人による女性会社員暴行殺人事件」を想起させ、この米兵による蛮行は多くの県民に強い衝撃と不安を与えている。

復帰後の米軍人、軍属の刑法犯による摘発者は6,000人を超え、そのうち殺人や強制性交などの凶悪犯は759人に上り、後を絶たない状況にある。

更に、政府においては、重大な事件の発生にも関わらず、約3ヶ月もの間、県に対し情報提供もなく著しく不信を招くものである。

本村議会は、米軍による事件・事故の発生のたびに抗議を行ってきたものの、綱紀粛正や再発防止策などの実効性は全く見られない。

よって、本村議会は、今回の事件に対し満心の怒りを込めて抗議するとともに、事件・事故の実効性のある再発防止に向けて下記のとおり強く要請する。

記

1 被害者への謝罪及び完全な補償と丁寧な精神的ケアを行うこと。
2 米軍人・軍属等の綱紀粛正の徹底と抜本のかつ実効性のある再発防止策を講ずること。

3 日米地位協定の抜本的な見直しを図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年8月7日

沖縄県伊是名村議会

あて先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、沖縄防衛局長、よろしくお願ひします。

議長(潮平のみ)

これで説明を終わります。

お諮りします。本案について質疑討論は省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、質疑討論は省略することに決定しました。

発議第2号・米兵による少女誘拐暴行事件に対する意見書を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、発議第2号・米兵による少女誘拐暴行事件に対する意見書は、原案のとおり可決されました。

お諮ります。本臨時会で議決されました事件について、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

以上で本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

これで令和6年第2回伊是名村議会臨時会を閉会します。

閉会（午前10時45分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

会議録署名議員

会議録署名議員